愛知県主催令和２年度市民後見普及啓発セミナー
第１部　講演「権利擁護としての成年後見制度」

講師　弁護士　高森裕司氏

日　　時　２０２１年３月３日（水）午後１時５分から１時５０分まで

映像及び資料の所在

https://owarihokubu-kenriyougo.net?p=7517

皆さん、こんにちは。ただいまご紹介いただきました弁護士の高森です。よろしくお願いいたします。先に少し自己紹介させていただきますと、私は、愛知県弁護士会の高齢者障害者総合支援センター運営委員会、通称アイズといいますが、アイズの副委員長をさせていただいております。委員会の中でも、主に障害者の権利擁護にかかわるチームに長く関わっております。

高齢者・障害者の成年後見、後見・保佐・補助を含めて、今まで、延べで３０件以上関わらせていただいております。一番長い方でもう１５年になる方もいらっしゃいます。他にも１０年を超えるお付き合いさせていただいている方もいます。

そういう中で、後見について難しさも、それから、やりがいもいろいろ感じております。そういった経験も踏まえて、今日はお話をさせていただければと思います。
よろしくお願いいたします。

本日のお話（スライド２）

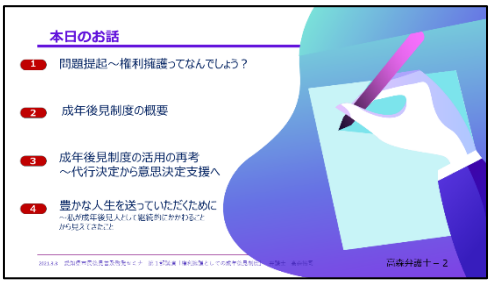

今日のお話ですが、「権利擁護としての成年後見制度」という、かなり大きなタイトル、テーマをいただきました。

どこまでお話できるかわかりませんけれども、成年後見制度の役割、それがどのように言われてきたか、それが最近、どのように変化をしているか、そういった大きな流れを意識しながら、改めて成年後見人等を担当させていただくにあたって、自分自身が気をつけていること、こういう点が大事だなと思っている点について、少しお話をさせていただければと思います。

第１　問題提起～権利擁護ってなんでしょう？（スライド３）

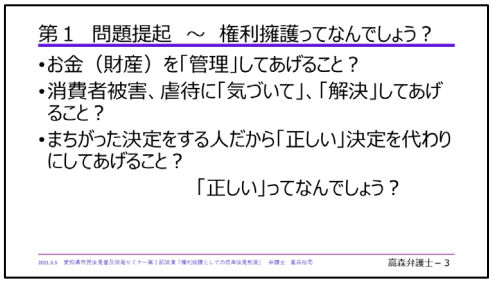

最初に「問題提起」いうふうに、書かせていただきました。タイトルにある「権利擁護」ですね、「権利擁護ってなんでしょう？」と。

よく「権利擁護」＝（イコール）「成年後見」

＝（イコール）「財産管理」と言われることがあります。そうイメージされている方も多いかと思います。しかも、財産管理という言葉から、「管理」をするということで、どうしても「使わない」というイメージもあるかもしれません。例えば、その方の収支、収入と支出を比べて、赤字になってはいけないのではないかと、そういうふうに考える方もいらっしゃるかもしれません。

私自身が担当しているケースで、実際に、赤字になっている方はいます。私自身は、あまり赤字にならないということが大事だというふうには思っていません。むしろ、後見人というのは、その方のために選任されるものでありますから、どういうことに使うか、むしろ、その方が何を必要としているか、そのことの方が問題ということになります。ですが、お金、財産の管理が中心になることは、間違いはないのかもしれません。

もう一つ、権利擁護というときに、成年後見制度について言われるのは、消費者被害あるいは虐待。こういうときに、後見人が気づくんだ、解決するんだと指摘されることがあります。確かに気づくことはとても大事なんですが、「後見人さえつければ解決する」というのとは、また違います。この点も少し後でお話をさせていただきます。

後見人というのは、本人が間違った決定をする恐れがある、間違った決定をする人だから、「正しい」決定を代わりにしてあげることだ、と捉えていらっしゃる方もひょっとしたらいるかもしれません。ですが、「正しい」っていうのはどういうことなのかというところが、一番問題になります。

財産を何のために、どこで使うか、どこで本人が生活をし、日中どういう活動をし、どのような福祉サービスを受けていくか。こういうものに、「正しい」というものがあるのかどうか。しかも、それを後見人が決められるものなのかどうか。こういった点が、本日の話の大きなテーマになります。

後見人さえつければ、権利擁護になるというわけではありません。よくケア会議、支援者会議の中で、後見申立てをするかどうかというふうに話題になります。しかし、例えば、施設内虐待の問題の場合、後見人さえつければ虐待がなくなるかというと、そうではありません。解決ができるかというと、そうではありません。

後見人が何をするか、どうするかということの方が問題になってくるわけですね。ですから、その「正しい」って何だろう？というのをテーマに、お話を進めていこうと思います。

第２　成年後見制度の概要①（スライド４）

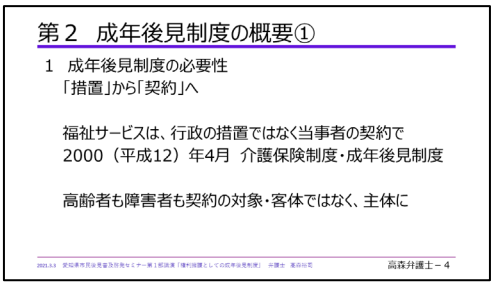

前提として、成年後見制度の、今まで言われてきたこと、制度当初、言われてきたことを、もう一度おさらいをしておこうと思います。

「措置」から「契約」へ、という言葉を聞かれたことがあると思います。それまで福祉サービスは、行政の措置として行われていたものですが、これからは事業所との契約にします。高齢者も障害者も措置の対象ではなく、契約の主体ですと言われました。介護保険が開始されると同時に、それを、契約をするのに自分自身では難しい方のために成年後見制度が必要だということで、２０００年に同時にスタートをしております。

第２　成年後見制度の概要②（スライド５）

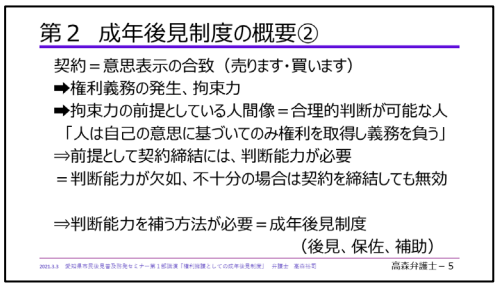

契約をしなきゃいけない、だから、後見が必要だということになるんですが、どうして契約するのに後見が必要なのかという、基本を考えてみたいと思います。

契約というのは、法律的に言いますと、意思表示の合致、売ります・買います、互いの意思が一致すると、そういう合理的判断ができる人が、そう言って約束をしたんですから、その約束は守らなければいけませんよ、というのが法律上の理屈になります。

しかし、前提として、合理的判断ができる人でない、ということになれば、その人はその約束に拘束されない、ということになりますし、相手を拘束させることもできない、ということになります。いわゆる「契約は無効」ということになりますね。

そこで、判断能力を補うために、後見人をつけましょうということになります。

なお、本日の私の話の中で、「後見人」とか、「後見」といった場合、断りのない限り、成年後見の中の、後見・保佐・補助の全ての類型を含んだ前提で、お話をさせていただいております。

第２　成年後見制度の概要③（スライド６）

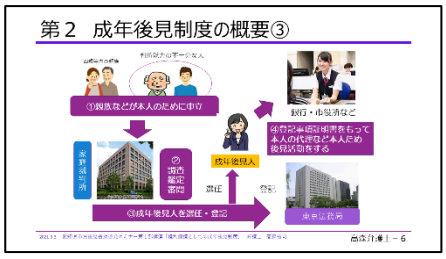

これももう、皆さんご存知かと思いますが、判断能力が不十分な人、この人のために一定の親族、あるいは最近では、市町村長による申し立てというのも、かなり増えておりますが、法律で申立てができると定められている人が申立てをする。

申立てをすると、家庭裁判所の方で調査・検討をし、必要だと認められれば、後見開始決定をし、家庭裁判所が成年後見人を選任すると、こういう流れになりますね。

第２　成年後見制度の概要④（スライド７）

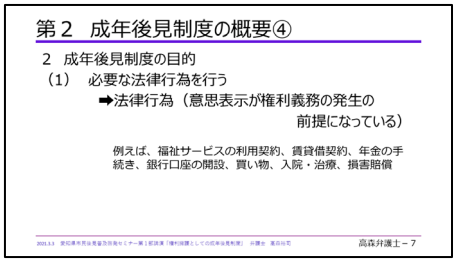

選任された後見人は、何をするかというと、もともと契約をするのに必要だということで選任されたわけですから、契約をします。

この、意思表示が権利義務の発生の前提になっているもの、主に契約ですけれども、「法律行為」というふうに言いますが、福祉サービスの利用契約、賃貸借契約、銀行口座の開設、高価な買い物、あるいは、入院治療といったものも、病院との医療契約ということになります。医療契約は後見人がする、ということになりますが、医療同意というのは、後見人はできないということになっています。

この点も、本当は時間があれば、いっぱいお話できることはあるのですけれども、今日は時間がありませんので、そのことだけ指摘をさせていただきます。

第２　成年後見制度の概要⑤（スライド８）

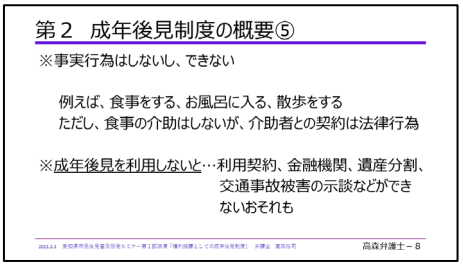

契約はするのですが、事実行為というのはしないし、できないことはご存知のとおりです。

本人が食事をする、これを代わるということはできません。さらに食事を介助すること、これはもう後見人自身がやることではありません。

ただ、介助する人、介助者との契約をする、福祉サービスの利用契約をする。これは契約ですから、後見人がすべきことということになります。例えば、知的障害がおありの方の親御さんから、「うちの子は知的障害があるので、成人になったら後見申立てを

する義務がありますか、する必要がありますか」と聞かれたりします。でも、先ほど見たように、申立てをするというのが制度の建前ですから、申立てしない以上、後見人はつかない。この申立てをする義務というのはありません。ただ、実際上、成年後見を利用しないと、相手によっては、例えば、金融機関からお金を下ろすといったときに、後見人がついてもらわないと、と言われることがあります。

最近そういうケースが、多くなってきているかもしれませんが、そう言われてしまうと後見申立てをしなきゃいけないかどうか、ということを検討せざるを得なくなる、ということですね。このような財産管理のことがあります。

第２　成年後見制度の概要⑥（スライド９）

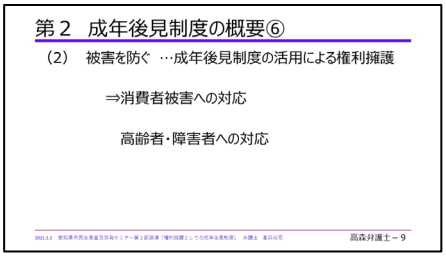

さらに、先ほど申し上げた、被害を防ぐという意味で、消費者被害への対応、高齢者・障害者虐待への対応というものがあります。

消費者被害に関しては、これも私の担当しているケースで、特に知的障害のある方の保佐のケースですと、訪問販売で契約をしてしまった、あるいは店頭に行ってちょっと高価な買い物をしてしまった、ちょっと異性にプレゼントするために、高い買い物をしてしまったというようなことがあったりします。こういったようなケースでは、最寄りの消費生活センターに、ご相談することをお勧めします。電話相談は、無料相談となっております。

もう一つは虐待です。虐待に関しても、本当は、虐待だけでもいろいろな話ができるのですが、一つだけ、後にも関わるのでお伝えしておきますと、経済的虐待というのは、後見人がつくだけで、およそ虐待の防止・予防ということになっていくわけですけれども、先ほども申し上げたとおり、施設内虐待というのは、後見人がついたというだけでは、なかなか解決はしません。

私が、後見人を担当しているケースで、後見人になって、本人に初めて会いに行きました。もともと別に虐待ケースです、と言われたわけじゃないんですが、会いに行きました。施設に入所されてる方ですけれども、行ってみたら、他害があるということで施錠された部屋に入れられていたわけですね。障害者の方の中には身体拘束、隔離を受けている方というのは、かなりいらっしゃいます。それを見て、私は、「このままほっとくと、私も虐待者ですね」と独り言のようにボソッと話をしたんですね。

それを何度か言っていましたら、施設の担当者の方が、少しずつ開錠する機会を増やしてくれたり、あるいは、薬の調整のために病院に連れて行ってくれたりしました。薬の調整で変化はなかったのですが、驚いたことに、施設の中では、他者との接触は他害の恐れがあるということで、接触を避けるために、部屋の中に入れられて、施錠されているという方なんですが、病院に行ってみたら、普通に他の患者さんとテレビを見てる、ということが入院してみて初めてわかりました。

結果的に、それを見て、だんだんその方は、施錠が不要になっていき、周りが変わっていって、今は、施錠のない部屋で、有料ですがヘルパーをつけて、外に定期的に出かけたり、ということもできています。

ここで私は、一つ大きな間違いをしています。本当はですね、後見人は、虐待かなと思えば、すぐに通報しなければいけません。それは間違いだということは自覚しなければいけませんし、これから、私も気をつけますけれども、ただ大事なことは、後見人がそういうことに気づくことです。施錠されている部屋にいるっていうのを見て、他害があるからしょうがないなというのではなくて、このままずっと放置しておくことになれば、虐待になるのではないかと、いうふうに疑問を持つということが大事だということです。

その疑問を持ったときに、自分だけで何も解決できないんですが、解決できないにしても、誰かに何かポロッと言ってみると、このことが、とてもまず大事だと、いうことです。たまたま今回は、そのケースでは、そういうふうに少しずつ変わっていったんですが、後見人がついただけではなかなか変わらない。だけど、後見人がついて、気づいて、ちょっとでも誰かにポロッと言うだけで、何かが変わるかもしれないと、というのが、後見人がつく意味ということになるのかなと、思います。

第２　成年後見制度の概要⑦（スライド１０）

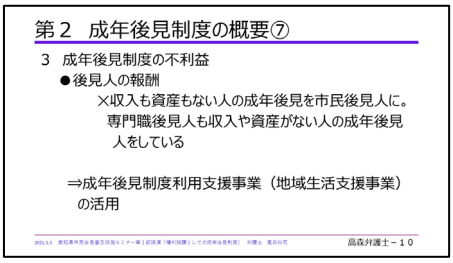

一般に、こういうふうに財産管理をする、それから虐待対応、だから後見人をつけましょうと、こういう話になっているわけですが、一方で、後見人がつく場合のデメリットということも申立てを検討されている方には、お話するわけです。

一番言われるのが後見人の報酬の問題です。報酬の問題は、確かに気になるでしょう

ということですが、この点で一点だけお話ししておきます。収入とか資産も何もない、後見報酬が払えない、こういう人に市民後見人をやってもらうと、こういうことになっているんじゃないか？というふうな誤解をされている方がたまにいらっしゃいます。

私たち専門職、弁護士も、私自身も、生活保護の方の後見人を何件もやっています。収入も資産もない方の場合でも、専門職後見人もやっているので、別に、そういう方のために市民後見人（がある）というわけではありません。私たちはどうするかというと、成年後見制度利用支援事業で、市から助成を受けてやるということになります。

第２　成年後見制度の概要⑧（スライド１１）

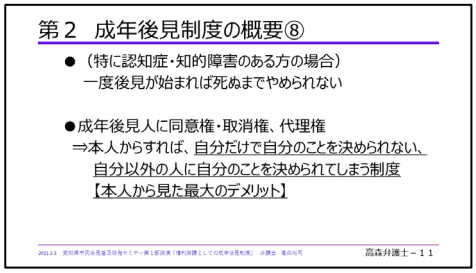

むしろ、一番大きな問題、この点はあまり今まで言われていないのかもしれませんが、成年後見人をつけるっていうことの一番大きな問題は、本人の方から見ると、自分だけで自分のことを決められなくなってしまう、ということです。

後見人が取り消してしまえば、自分がせっかくやったのに、できなくなるわけですから、そういうことになります。それから、自分以外の人に、自分のことを決められてしまう。自分は何も決めてないのに、後見人が決めてしまえば、そうなってしまう。これは本人の方から見れば一番大きなデメリットということになるわけです。

このことが、やはり、この後の問題、「代行ということで本当にいいんだろうか」という話に繋がってまいります。

第３　成年後見制度の活用の再考～代行決定から意思決定支援へ①（スライド１２）

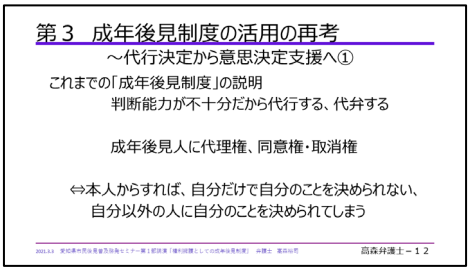

今、申し上げたような、これまでの成年後見制度というか、最初の頃の成年後見制度の説明は、判断能力が不十分だから代わりに代行する、あるいは代弁する。その代弁する、代行する人が成年後見人で、後見人が代理権、同意権、取消権、こういうものを行使していく。それによって、本人の権利を擁護すると、こういうのが想定されたところです。

しかし、最後に申し上げた、本人からすれば、実は自分だけで自分のことを決められ

ない。自分以外の人に自分のことを決められてしまう。こういうデメリットがあるということです。

第３　成年後見制度の活用の再考～代行決定から意思決定支援へ②（スライド１３）

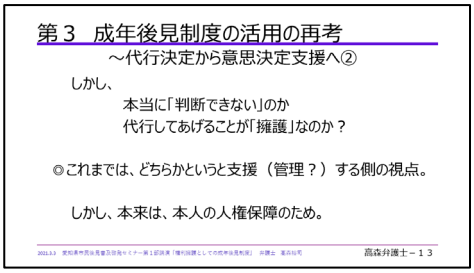

しかし、その前提となる、本当に判断できない方なのか。判断能力がない、判断能力が不十分といいますが、それが本当に判断できないということでいいのか。

それから、もう一つ、代行する、正しい決定をしてあげる、それが本当に擁護になるのかどうか、という点を、今一度考える必要があるかなと思います。

正しい決定、本人が間違った決定をする人だから、正しい決定を後見人がしてあげる、それによって本人を守ってあげる。これはどちらかというと周りの方、支援者の方、の視点ですね。しかし、本人は、勝手に自分のことを決められてしまうというデメリットがある。

本人の側から見ると、本人の人権保障のための制度によって、本人自身がデメリットを被るという矛盾があるわけですね。この点をどう考えるかというところが問題になってきます。

第３　成年後見制度の活用の再考～代行決定から意思決定支援へ③（スライド１４）

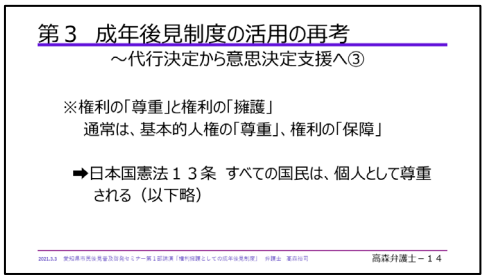

ちょっと話がそれるかもしれませんが、私、以前からずっと、不思議に思っていることがありまして、疑問に思っていることがあります。

先ほどから「擁護」、「権利の擁護」という目標の今日のテーマも、「擁護」というふうになってますが、普通、私たちといいますか、高齢者でも障害者でもない方の場合っていうのは、基本的人権の尊重といったり、あるいは人権の保障、権利の保障というふうに言います。

なぜか、これが高齢者・障害者の場面になってくると、「権利保障としての」ではなくて、「権利擁護としての」というふうになるわけですね。なんで「擁護」というのを使うんだろうということです。

第３　成年後見制度の活用の再考～代行決定から意思決定支援へ④（スライド１５）

「擁護」というのを国語辞典で調べてみますと、危害・破壊を加えようととするものから、かばい守ること。

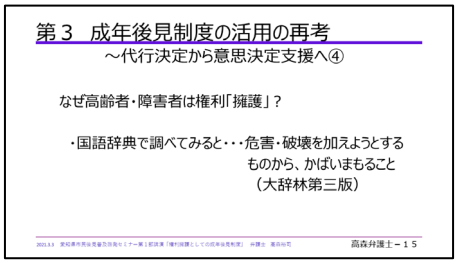

第３　成年後見制度の活用の再考～代行決定から意思決定支援へ⑤（スライド１６）

守るということを、介護関係の特殊な用語なのかな、と思って見てみたのですが、介護用語として、ホームページに載っているのは、高齢者や障害を持つ人のために、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わって、その財産を適切に管理する。ここに、やっぱり「代わって」っていう言葉があるんですね。

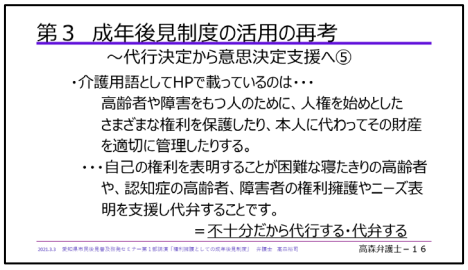

それから、自己の権利を表明することが困難な、ねたきりの高齢者や、認知症の高齢者障害者の権利擁護やニーズ表明を支援し代弁する。ここでも「代弁」っていうふうにあるんですね。

やはり「擁護」っていう言葉の中には、どちらかというと、不十分だから代行する代弁すると、こういうニュアンスがあるわけです。

第３　権利擁護・成年後見制度を考え直す①（スライド１７）

しかし、もう一度、ちょっと本人の立場から考えてみると、判断能力が不十分って決め付けられるけれども、判断の材料が与えられてないだけではないだろうかと。

判断をしてもらう工夫の方こそ大切なのではないだろうか。

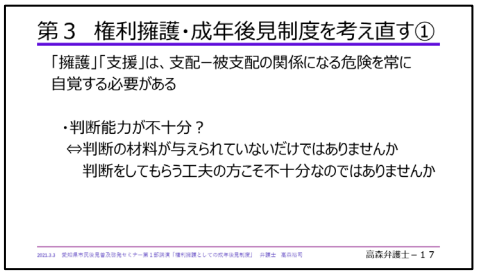

第３　権利擁護・成年後見制度を考え直す②（スライド１８）

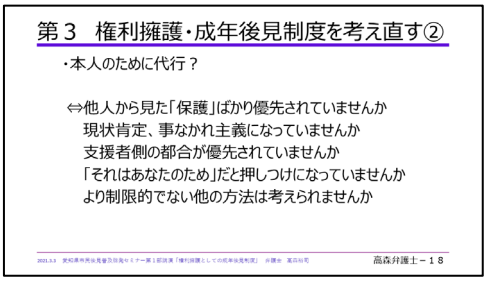

「本人のために代行」というふうになっているのですが、他人から見た方ばかり、やっぱり優先されてないだろうか。現状肯定、ことなかれ主義になってないだろうか。

支援者側の都合、支援者側が、その方が安心だ、安全だと、というふうに、そちらの都合に優先されてないだろうか。それは、あなたのためには、それがいいんですよと、いうふうに押し付けになってないだろうか。

本人のためだっていうことで決めたことに、より制限的でない、他の方法はないだろうか。

第３　権利擁護・成年後見制度を考え直す③（スライド１９）

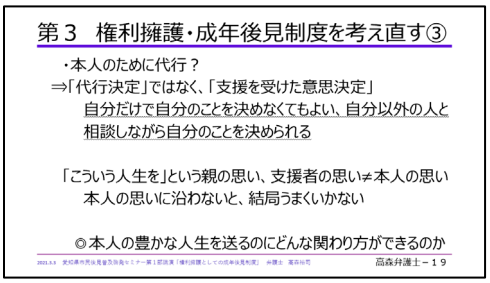

こういうことを、もう一度、ちょっと本人の側から見て、考え直すべきではないだろうか、ということが今かなり言われています。

代行、代わりに決めてあげる、正しい答えを代わりに決めてあげるっていうことではなくて、支援を受けた意思決定をしていく、本人がしていくということですね。

「自分だけで自分のことを決められない」ではなくて、「自分だけで自分のことを決めなくてもいい、自分以外の人と相談しながら自分のことを決められる」と、こういうふうになって、はじめて後見制度が、「本人のために」ということと矛盾しないということになるんじゃなかろうかと思います。

そうすると、そういうふうな、自分のことを自分だけで決めなくてもいい、あるいは自分以外の人と相談しながら決められるという環境、こういうことを整えることの方が、後見人の本来の役割だということになっていくわけですね。

これは、障害のある方に限りませんが、「こういう人生を」という親の思いと、子供の思いが違うことは、もういくらでもあります。同じように高齢者、障害者を支援している方、こういうふうになって欲しいっていうふうな思いと、本人が思っていることは、やっぱり違うかもしれない。本人の思いに沿わないと、結局それをやっても、うまくいかないということもあります。

もともと後見制度をその方につけてというのは、それで権利擁護しようというのは、

本人の豊かな人生を送るのに、赤の他人である後見人が、どういうふうに関わっていくかということが問題になるわけですが、そのためには、「正しく決めてあげる」ということではなく、「本人が決めていくのを支援していく」という姿勢が、今問われているということになります。

第４　豊かな人生を送っていただくために～私が成年後見人として継続的に関わることから見えてきたこと①（スライド２０）

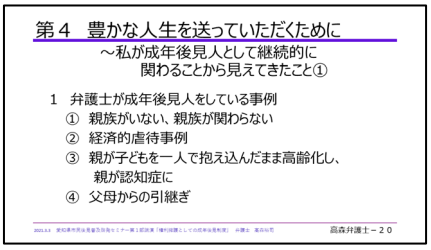

ここで、いま、お話ししてきたこと、私自身が、後見人をしていくなかで、そういう視点からみて、気づいてきたことをお話ししたいと思います。

その前提として、私もそうですが、弁護士が成年後見をしている事例というのは、おおよそ、この４つの事例になるのではないかなと思っています。

親族がいない方、親族がいてもなかなか関わらない、関われないという事例、経済的虐待の事例、それから、親がこどもを一人で抱え込んだまま高齢化して、親が認知症になったという事例、いわゆる８０５０の事例ですが、この場合は親の方に（後見人が）つく場合と子どもの方につく場合と両方あります。

いずれにしても、こういったケースがあるんですが、市民後見人の方の場合には、最初から経済的虐待事例だってわかっている場合には、あまり担当になることは少ないかもしれませんが、他のケースの場合には、市民後見人の方がなる場合にも、当然あるということになります。それから経済的虐待事例でも、最初からわからないケースはあります。先ほど、私がお話した施設内虐待のケースは、後見人になったときには、当然そのことは何も知らされていませんから、そういう場合に、後見人になることも、あるということになります。

いずれにしろ、どのケースも、親族に相談できる人が、なかなか少ないということになりますから、本人との関係ですね、本人を知るのに、日中活動を一緒によくしている人、それから、入所施設を使ってる場合、グループホームの場合には、生活を一緒にしている人、そういう人たちから本人のことをよく聞いて、本人と連携をする方々と連携をとりながら活動していくということになるわけですね。

そういう方々と意見交換をしながら、本人の自己決定が尊重されているかどうか、本

人はどう思っているんだろうか。本人はこれで本当にいいんだろうか。本人は楽しんでいるんだろうか、本人は充実してるんだろうか。

それは後見人が決めることではなくて、皆さんといろいろ情報を集約しながら、常に考え直していくということになります。

第４　豊かな人生を送っていただくために～私が成年後見人として継続的に関わることから見えてきたこと②（スライド２１）

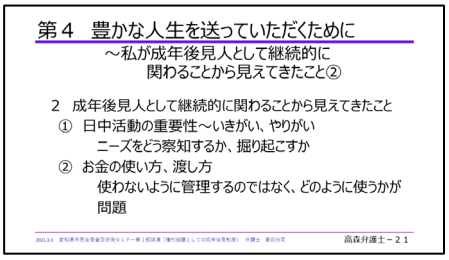

特にポイントとしてはですね、やっぱり第一には日中活動ですね。高齢者の方ならデイサービスだろうと、じゃあデイサービスというのが正しい選択だと、家にずっといるよりもデイサービスに行った方がいいでしょうといってデイサービスに行きましょうっていう話をすると、いや、そんな年寄りばっかりとはやだ、とこういうふうに断わられたりするわけです。

自閉症の方で、ちょっとコミュニケーションが苦手だと、そういう方でもコツコツと同じ作業するのは得意だから、そういう仕事のある（就労継続支援）Ｂ型にしようと、いうふうに、周りがこう決めても、本人は人と関わる仕事がしたいというふうにして、そんなところ嫌だって言われるケースも、これもあるわけですね。当然、苦手だっていうことと、関わりたくないっていうことは、別の話で、コミュニケーションとるのが苦手だとしても、人とは関わりたいという方は、これはいっぱいいらっしゃる。

おおよそ、こういう高齢者だからこうだろう、障害者だからこうだろう、こういう障害だからこうだろうっていうケースで、こういうのが正しいんだっていうふうにして決め付けてかかっていくと、やはり、だいたい失敗をするということになります。本人は何がいいんだろう、どういうことを望んでるんだろうかって、こういうニーズをどういうふうに掴んでいくか、掘り起こしていくか、こういうことが大事なわけですが、これを後見人がやっぱり決めるなんて、最初から無理があるわけですね。

ただ後見人ができることといえば、周りの人、本人と関わっている人、そういう人たちから、本人の様子をいろいろ聞くということ、それで本人ともよく話をしてみるということ。それもケースバイケースですけれども、本人の話がどこまで聞けるかっていうこともありますし、そういう中で、みんなで一緒に決めていく、ということが大事かな

というふうに思います。

それから、２番目には、やっぱりお金、先ほども出ましたお金ですね。これは、最初にも言いました。やはり使わないようにするという感じではなくて、どういうふうに使っていくかということが重要になります。

どうやって使っていくかっていうことを考えるには、やはり、一番の日中活動をどういうふうにしていくかというのもそうですし、どういうところに住みたいかということもそうですし、余暇活動に何がしたいかということですね。そのご本人の状態、要求、そういったものを、ご本人から聞く、ご本人のことをよく知る人から聞く、そういった情報を集約する中で、決めていくということになります。

ですから、お金の使い方というのは、実は本当は一番難しいですね。良かれと思ってとか、あるいは必要でとか、というふうに簡単に決まるものではなくて、どういうふうに使うかということを決めるのは一番難しいところになります。

第４　豊かな人生を送っていただくために～私が成年後見人として継続的に関わることから見えてきたこと③（スライド２２）

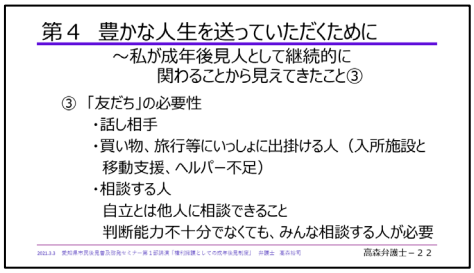

それから三つ目ですね。「友だち」の必要性。やはり、いろんな方を見て、担当させていただいて、一番ちょっと不足しているな、大変だなと思うのは、話し相手ですね。

日中の活動、何をやるかとか、どういうことにお金を使うか、これを買っていいかどうか、なんかこういうのがあるらしいから、こういうの買いたい。こういうところに行ってみたい。これを私たちは、だいたい普通は、職場の同僚とかあるいは、家族とか友人とか、そういう人たちと話をする中で聞いたり、話したりして、情報を得て、だんだん決めていくというのが普通ですね。

いきなり、弁護士のところに相談に行こうとか、いきなり市役所の方に相談に行こうっていうふうにはしないわけですね。まず最初に、友人と話をしようと。ちょっと話してみて、どんな反応するかなというふうにみてみるというのが私たちの普通のやり方かなと思います。

ところが、被後見人と言われる方、ご本人の中には、やはりほとんどの方がそういう、普通にちょっと話してみる、ちょっと聞いてみるっていう相手がいない、というところ

が一番問題になってきます。そういう、支援する人、面倒見る人っていうふうに言われるような、「縦の関係の人」はいっぱいいるんですけれども、「横の関係の人」が、なかなかいないっていうことですね。

これは、後見人自身が、友達になるべきだと言っているわけではないんです。むしろ、後見人がやるべきことは、自分が友達にっていうことよりも、本人が友達になる関係とか、知り合いになる関係で、こういったことを作る機会をできるだけ多くした方がいいなと、そういう機会を確保するのが、後見人の本来やるべきことかなというふうに思います。

後見人が友達になってしまうと、もうそれ友達終わりですからね。他にも、いっぱい広げる、そういう可能性を見つけてあげるっていうことになります。しかし、これがなかなか難しいですね。

私も、じゃあ具体的に言えるかというと、簡単に例が出てこない。ですが、ただ私も気をつけていることは、支援者をいろいろ増やしていく、支援の機会を、種類を増やしていくっていうのは、一つにはそのサービスだけの問題じゃなくて、人との出会いっていうのがそれで、１個、１個、増えていくということになります。

移動支援をつける、日中活動に、余暇に、ちょっと別のところに行ってみる。
そこに行くことによって、行く先での利用者さん、あるいは職員さん、またいろんな人と出会うということになると、その中で誰かを、本人が気に入ってもらえないかなというふうに、思ったりします。

そういう意味もあると、単に福祉サービスをつけるっていうことではなくて、人との出会いを増やすという意味もあるかなというふうに思っています。

第４　豊かな人生を送っていただくために～私が成年後見人として継続的に関わることから見えてきたこと④（スライド２３）

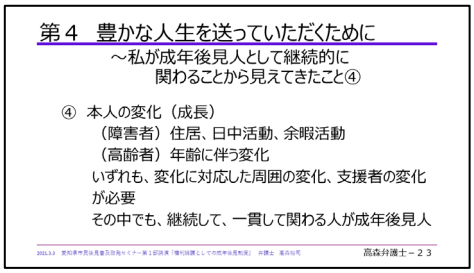

こういった日常生活やお金の使い方、周りの、それから人間関係ですね、こういったものも、一度決まったら完成というものではないわけですね。その後、常に変化をしていくということになります。

高齢者だったら、こういう施設に入れて、こういうサービスつけて、こうやれば「は

いこれで、いっちょうおわり」、そういうことにはまずならない。障害者の場合は、特にそうですけれども、私の担当するケースでも、最初はお母さんと二人で、自宅で住んでいて、お母さんが亡くなって一人になったと、一人でなかなか生活が難しいだろうということで、グループホームに入った。グループホームで、別に何かグループホームの側に問題があったわけではないんですが、本人がやっぱりグループホームは窮屈だと。グループホームにもいろいろありますが、当然、ある程度集団生活をする以上、門限が決まっていたり、寝る時間が決まっていたり、風呂入る時間が決まっていたりします。ですから、窮屈だといって、そこを出て、いろいろ紆余曲折あって、今は民間のアパートで暮らしていますが、また、この後だんだん高齢化していくとどうなるのかなっていうこともあります。また今度、施設とかいろいろ考えなきゃいけないのかなというふうに、こういうふうにひとりの方については、当然、一旦こういう支援体制だと決めたとしても、その後、当然本人の意向の変化とか、あるいは体調体力の変化とか、というものがありますから、いろいろ変わるわけですね。

これは、当然だと思うんです。変わっていくのは。私たちというか、高齢者、障害者じゃなくても、５年前と今、同じ人と同じようにしか付き合ってませんという人は、どれぐらいいるだろうか。

それ以降、いろんな人との付き合いや繋がりによっては、場合によっては、仕事が変わり、住むところが変わり、家族が増えという方は、いっぱいいらっしゃると思います。同じように、高齢者、障害者の方、被後見人の方も変わっていって当然だ。変わっていけば、変わっていくのに対して、こちら側も変わっていくということになるわけですね。

もちろん、変わるときには、本人にもよく説明をして、どうすると聞くと、グループホーム出て行きたいという、じゃ、出たときにどうやってご飯食べようかと。出たときどうやってお風呂に行こうかと。それを一緒に考えながら、それでもグループホームを出ていくということを一緒に決めていき、そういう生活環境を整えていくということになります。

気付いたのはその中でも、やっぱり後見人、成年後見人というのは、本人がどういう決断をしても、どういうふうになっても、その後もずっと私は一緒にいますよと、環境がどう変わろうと、また変わったところで、また変えたい、変えたくなれば一緒にやる、考えていきましょう。そういうふうに言えるのが、成年後見人ということになるわけですね。

それから、周りがいろいろ変わる、本人がいろいろ変わる、そう変わっていく中でも、一貫して見ているという存在、そういうのが成年後見人としての意義だろうなというふうに思います。

終わりに①（スライド２４）

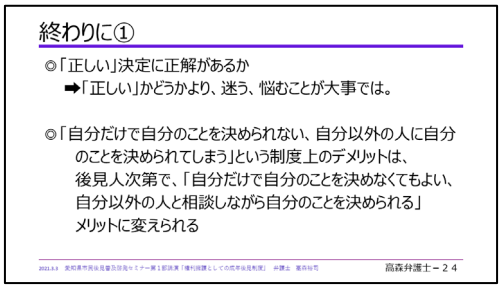

最後になりますが、「正しい」決定というものがあるのか、どうか、と最初に問題提起をしました。

「正しい」というのが、どういう意味で正しいかっていうことになります。もちろん、犯罪を犯してはいけないとか、そういう意味では正しい、正しくないというのはあるわけですけれども、グループホームに住むか、ひとりでアパートに住むか。これに別に正しいも正しくないもないわけですね。

周りから見て正しい、こっちだろうというのはあるかもしれませんが、本人からしたら、どちらが正しいということは、本来ないはずで、そのときの本人の意向、それから、その後また変わるかもしれません。そういうことになるので、これを一緒に、これが正しいというのを、後見人は、やっぱり決めるという存在ではないんじゃないのか。

むしろ、後見人としては、本人がこうしたい、ということについて、じゃあそれをやるにはどうしたらいいかな、そうやっていくには、どんな問題があるのかなと、それから他には選択肢がないのかなと、こういうことを一緒に悩む、そういうことが大事だということになるのではないかと思います。

それから、先ほどもお話しました、自分だけで自分のことを決められない、自分以外の人に自分のことを決められてしまう、こういう制度上のデメリットは、被後見人は自分だけで自分のことを決めなくていい、自分以外の人と相談しながら自分のことを決められる、こういうメリットに変えていく。そのためにも、周りの支援を増やしていくということが大事なのかなというふうに思います。

後見人自身が、ひとりで「正しい」判断をして解決してしまう、そういうことを望んで、目指すのではなく、後見人というのはあくまで、一緒に悩み、一緒に考え、それから本人が自分で決めるということ、あるいは自分以外の人に決められてしまうというふうにならないように自分＝（イコール）本人を含めたいろんな人が一緒になって決めて

いくという環境を作ってあげるということが、後見人にとっての役割というふうに言えるのではないかなと思います。

後見人は、だから、「正しい決定をする」ということをしなきゃいけないという存在ではなくて、権利擁護という言葉に潜むですね、支配関係に陥るような危険、こういうものを自覚しながら、そうなっているかもしれない、そういう自覚をしつつ、本人はどう思っているんでしょうね、本人は大変なんでしょうかね、本人はもっとこっちの方をしたいんでしょうかねというふうに、周りから見た「正しい」という選択に対して、疑問をこう投げかけていく、問題提起をしていく、そういうのが後見人の役割ではないか。

投げかけた上で、住居、日中活動、余暇活動などの日常生活の様々な選択の場面、あるいは虐待そういう被害の場面で出くわしたときに、後見人は解決する人ではなくて、本人が解決して決定していくための情報を保障する人、その情報を得るための人、情報を繋いでいく人。それによって自分だけで決めなくてもいい、自分以外の人にも相談できる、そういう選択肢を増やしていく、そういうことをするのが、後見人の役割ではないのかなというふうに、ずっとやってきてそう感じています。

後見人の意義、役割というのが、そういうことにあるということになれば、これはもう専門職後見人だろうと、市民後見人だろうと、全く変わりはないということになります。むしろ、市民後見人の方が、自分の職域にとらわれない、自分がどういう仕事だっていう、それにとらわれないっていうことだったり、自分だけで抱え込むということをしない。

弁護士はどうしても自分が解決しなきゃというふうにして、解決しようとしちゃうんですが、そうじゃない、誰々に聞いてみよう、誰々に助けを求めてみようっていうふうに言いやすいっていう部分があるかも知れません。

終わりに②（スライド２５）

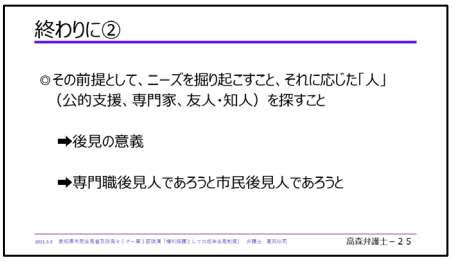

それから、ニーズを掘り起こす、この人何がしたいだろうというときの、その市民感覚というのは、専門職よりもむしろ市民後見人の方が優れているかもしれない。それから、身内でないということで、その気づき、あるいは問題提起がしやすいという部分もあるかもしれない。いろんな点で、専門職後見人より優れている面、あ

るいは親族の後見人より優れている面があるのではないかという期待もしています。

そういった意味で、第２部の話を、私も楽しみにしたいというふうに思っております。これからの市民後見人の動きというのにも、注目していきたいと思っております。

以上で、私の話は終わりにさせていただきます。

どうもありがとうございました。